練馬区障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金交付要綱 平成23年 6 月24日 23練福障第107号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条に規定する障害福祉 サービスを実施するために社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般財団法人 (公益財団法人を含む。)、一般社団法人(公益社団法人を含む。)、医療法 人、学校法人または宗教法人等、営利を目的としない民間法人(以下「法人」 という。)が、練馬区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。) に設置する指定障害福祉サービス事業所(法第36条第1項の規定により東京都 知事が指定したサービス事業所をいう。以下「事業所」という。)の運営に要 する費用の一部を補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図るこ とを目的とする。

(補助対象)

- 第2条 この補助金の交付の対象は、法人が区内に設置し、かつ、適正な運営を 行っている事業所であって、法第5条に規定する生活介護、自立訓練、就労移 行支援または就労継続支援を行う事業所(法第5条第11項の障害者支援施設を 除く。)とする。ただし、法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の 指定を受けた者による指定障害福祉サービスを除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の法人または事業所が、つぎの各号のいずれ かに該当するときは、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団 (練馬区暴力団排除条例 (平成24年12月練馬区条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 法人または事業所の代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員に暴排条例第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者があるもの
- 3 前項に規定するほか、区長は、第1項の事業所がつぎの各号のいずれかに該 当するときは、補助金の一部または全部を交付しないことができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、法、社会福祉法(昭和26年法律第45号)またはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (2) 区および東京都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないものまたは改善の見込みがないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が補助金の交付を不適当と認めたもの (補助対象経費)
- 第3条 この補助金の交付対象となる経費は、前条に該当する事業所の運営に要する経費のうち別表第1に定めるものとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内とし、交付額および算出方法は、別表 第2のとおりとする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、指定する期日までに区長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

- 第6条 区長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請 に係る書類の内容を審査し、および必要に応じて現地調査を実施し、補助金の 交付の適否を決定しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定により、補助金を交付すべきものと認めたときは補助金 交付通知書(第2号様式)に交付の条件を付して、補助金の交付を不適当と認 めたときは補助金不交付通知書(第3号様式)にその理由を付して、申請者に 通知するものとする。
- 3 前項の交付の条件は、別記のとおりとする。

(交付の時期等)

第7条 補助金は、つぎの表の左欄に掲げる時期に、同表の右欄に掲げる額を交付するものとする。ただし、第1回の交付については、第5条の規定による申請に基づき交付を決定するまでの間の運営に必要な費用として、当該年度の4

月に申請者からの申請を受けて交付するものとする。

| 交付の時期 | | 交付額 | | |
|-------|---------|-----------------------------|--|--|
| 第1回 | 4月末日まで | 区長が適当と認めた額 | | |
| | | (前年度において交付の決定をした補助額の4分の1 | | |
| | | の額(1,000円未満切捨て)を原則とする。ただし、新 | | |
| | | 規事業開始または通所者数の大幅な変更等、特段の事情 | | |
| | | がある場合は、この限りでない。) | | |
| 第2回 | 6月末日まで | 第4条の規定により算出した当該年度の補助額から第 | | |
| | | 1回交付額を差し引いた額の3分の1の額(1,000円未 | | |
| | | 満切捨て) | | |
| 第3回 | 9月末日まで | 第4条の規定により算出した当該年度の補助額から第 | | |
| | | 1回交付額を差し引いた額の3分の1の額(1,000円未 | | |
| | | 満切捨て) | | |
| 第4回 | 12月末日まで | 第4条の規定により算出した当該年度の補助額から第 | | |
| | | 1回から第3回までの交付額を差し引いた額 | | |

2 前2条の規定は、前項ただし書の規定による補助金の交付について準用する。 この場合において、第5条中「補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を 添えて、」とあるのは「補助金一部交付申請書(第1号様式の2)を」と、第 6条第2項中「補助金交付通知書(第2号様式)」とあるのは「補助金一部交 付通知書(第2号様式の2)」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第8条 補助金は、区または東京都における他の補助金の交付の対象となっている事業に対しては交付しない。ただし、特に区長が必要があると認める場合については、この限りでない。

(申請の撤回)

第9条 申請者は、第6条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた 後、当該通知に係る補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に異議 があるときは、当該通知の受領後14日以内に補助金交付申請の撤回をすること ができる。

(変更申請)

- 第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定後、事情の変更等により申請の内容を変更する場合は、補助金変更申請書(第4号様式)に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前項の規定による変更の申請があった場合は、補助金の交付の決定の全部も しくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変 更することができる。
- 3 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業 の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を 定めて、その返還を命ずることができる。
- 4 第6条の規定は、変更申請について準用する。この場合において、同条第1項中「前条の規定により補助金の交付申請」とあるのは「第10条第1項の規定により補助金の変更申請」と、同条第2項中「補助金交付通知書(第2号様式)」とあるのは「補助金変更交付通知書(第5号様式)」と読み替えるものとする。 (実績報告)
- 第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときまたは補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、指定する期日までに実績報告書(第6号様式)に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容の審査および必要に応じて現地調査を行い、補助金に係る交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第7号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 区長は、交付決定者がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、補助金 の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の交付の決定に係る内容またはこれに付した条件その他法令もしく はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後においても適用する。

(補助金の精算)

- 第14条 区長は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときまたは前条の規定により補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消したときは、交付決定者に対して期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。
- 2 区長は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、 既に交付した補助金の額が確定した補助金の額に満たないときは、その不足し ている金額について交付するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成23年6月24日から施行し、平成23年4月1日から適用する。 付 則 (平成24年7月12日24練福障第648号)
- この要綱は、平成24年7月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 付 則 (平成25年3月29日24練福障第2147号)
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年2月18日26練福障第1787号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年8月19日27練福障第901号)

この要綱は、平成27年8月19日から施行する。

付 則 (平成30年8月3日30練福障第10689号)

この要綱は、平成30年8月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則(平成31年4月1日1練福障第10476号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月31日2練福障第2269号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則 (令和 4 年11月29日 4 練福障第10897号)

- 1 この要綱は、令和4年11月29日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則 (令和5年3月31日4練福障第11510号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度の補助金における改正後の練馬区障害者日中活動系サービス推進 事業運営費補助金交付要綱別表第2に規定するメニュー選択式加算の算定につ いては、つぎの各号のいずれについても満たす場合は、同表中「72,000円」と あるのは「36,000円」と、「98,000円」とあるのは「49,000円」と読み替えて 算定する。
 - (1) 令和4年度にメニュー選択式加算を算定していること。
 - (2) 令和5年度にメニュー選択式加算①~⑥のうち2つ以上に該当していること。
 - (3) 令和6年度にメニュー選択式加算①~⑥のうち3つ以上に該当することを 区に報告していること。

別表第1 (第3条関係)

| | 対象経費 |
|------|------------------------------|
| 事業経費 | 事業を運営するために必要な報酬、給料、諸手当、共済費 |
| | (中小企業退職金共済掛金等)、賃金、旅費、需用費(消 |
| | 耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕および指導用材料費)、 |
| | 役務費(通信運搬費等)、使用料および賃借料、備品購入 |

| | 費(指導用訓練用器具調度費)、委託料その他区長が必要 | | |
|---------------------------|----------------------------|--|--|
| | と認めた経費 | | |
| 行事費 | レクリエーション等の行事に要する経費 | | |
| | 需用費(消耗品費)、使用料および賃借料、負担金補助お | | |
| | よび交付金 | | |
| 健康管理費 職員および利用者の健康管理に要する経費 | | | |
| | 報酬(嘱託医報酬)、需用費(薬品費)、委託料(検討 | | |
| | 託料)負担金および交付金 | | |
| 保険加入料 | 施設の管理責任、安全対策として加入した賠償責任保険料 | | |
| 受注開拓費 | 作業を開拓するために要する経費 | | |
| 施設賃借料 | 事業所を運営するために必要な施設の借上げに要する経 | | |
| | 費 | | |

注意:補助対象経費は、事業を運営するための必要最小限の経費である。また、 補助対象経費には、つぎの経費は含まれない。

- (1) 昼食、おやつ、お茶等、直接利用者や職員が飲食するもの
- (2) 借入金の返済(当該年度で補助対象経費に使用する借入金は除く。)
- (3) 次年度に繰り越す繰越金および積立金
- (4) 慶弔金、贈答品、記念品費、各団体・協会等への負担金および会費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の支出目的に照らし、不適当と認められる支出

別表第2(第4条関係)

| × | 分 | 内容 基準額 | | |
|---|---|----------------------------------|-------------------|--|
| 基 | A | 東京都の福祉サービス第三者評 | (月額) | |
| 本 | | 価を3年(申請年度および過去17,000円×各月の初日の在籍者数 | | |
| 経 | | 2年) に一度、受審している事 | (各サービスごとに定員を上限とす | |
| 費 | | 業所(※) | る。) | |
| | В | 東京都の福祉サービス第三者評 | (月額) | |
| | | 価を3年(申請年度および過去 | 8,000円×各月の初日の在籍者数 | |

| | | 2年)に一度、受審していない | (各サービスごとに定員を上限とす |
|---|---|-----------------|----------------------|
| | | 事業所(※) | る。) |
| メ | 1 | 事業所において、前年度につぎ | 左記メニュー①~⑥のうち、3 件以上 |
| = | | に掲げる利用者を30%以上受け | に該当する場合に、つぎにより算定し |
| ユ | | 入れている(50歳以上の利用者 | た額を加算する。 |
| | | は1区分上位として扱う。)。 | (年額) |
| 選 | | ア 生活介護 | 72,000円×年度初日の在籍者数(各サ |
| 択 | | 障害支援区分4から6まで | ービスごとに定員を上限とする。)。 |
| 式 | | (4の場合は行動関連項目10 | なお、②に該当する場合、98,000円に |
| 加 | | 点以上)の利用者 | 前年度の医療的ケアを要する者の数 |
| 算 | | イ 自立訓練、就労移行支援ま | を乗じて得た額を別途、算定する。 |
| | | たは就労継続支援 | |
| | | 障害支援区分4から6まで | |
| | | (4の場合は行動関連項目10 | |
| | | 点以上)の利用者、精神発育 | |
| | | の遅滞の程度が最重度以上の | |
| | | 利用者、身体障害者手帳1級 | |
| | | もしくは精神障害者保健福祉 | |
| | | 手帳1級の交付を受けている | |
| | | 利用者または障害基礎年金1 | |
| | | 級の支給を受けている利用者 | |
| | 2 | 前年度に医療的ケアを要する利 | |
| | | 用者を1名以上受け入れてい | |
| | | る。 | |
| | 3 | グループホームのバックアップ | |
| | | を行う事業所として指定されて | |
| | | いる。 | |
| | 4 | 東京都障害福祉計画における就 | |

| | | 労移行実績の | の成果目標を達成し | | |
|---|----------|---------|---------------------|-----------|------------|
| | | ている。 | | | |
| | | なお、就労約 | 继続支援B型事業所 | | |
| | | においては、 | 当該成果目標を達 | | |
| | | 成していない | ハ場合であっても東 | | |
| | | 京都工賃向 | 上計画の目標を達成 | | |
| | | しているもの | のについては、同様 | | |
| | | に取り扱う。 | | | |
| | 5 | 前年度に、流 | | | |
| | | 定する障害 | 者支援施設から退所 | | |
| | | して1年以口 | 内の者または医療法 | | |
| | | (昭和23年) | 法律第205号) 第7条 | | |
| | | 第2項第1号 | 号に規定する精神病 | | |
| | | 床に1年以_ | 上入院していた長期 | | |
| | | 入院者のうる | ち退院してから1年 | | |
| | | 以内の者を、 | 1名以上受け入れ | | |
| | | ている。 | | | |
| | 6 | 東京都が指定 | 定する研修を3年度 | | |
| | | (申請年度) | および過去2年度) | | |
| | | 内に受講した | た職員がおり、かつ、 | | |
| | | 当該研修を超 | 踏まえた職場研修を | | |
| | | 実施している | 5 . | | |
| 障 | 1 | 身体障害者 | 左記の①~③のい | 総雇用時間数 | 助成額 |
| 害 | | 手帳、愛の | ずれかに該当する | | (事業所当たり年額) |
| 者 | | 手帳または | 者を、職員配置基準 | 400時間以上 | 435, 000円 |
| 等 | | 精神障害者 | 以外に雇用し、その | 800時間未満 | |
| 雇 | | 保健福祉手 | 総雇用時間が400時 | 800時間以上 | 726, 000円 |
| 用 | | 帳の交付を | 間以上である事業 | 1,200時間未満 | |

| 加 | | 受けている | 」 所について、総雇用 | | |
|-----|--------------|---------|------------------|-------------|------------|
| 算 | | 者 | 時間数に応じて加 | | |
| | 2 | 満60歳以上 | 算する。 | 1,200時間以上 | 1,016,000円 |
| | | 65歳未満の | | 1,600時間未満 | |
| | | 者 | | 1,600時間以上 | 1,306,000円 |
| | | | | 2,000時間未満 | |
| | 3 | 母子家庭の | | 2,000時間以上 | 1,597,000円 |
| | | 母もしくは | | 2,400時間未満 | |
| | | 寡婦または | | 2,400時間以上 | 1,887,000円 |
| | | これらに準 | | | |
| | | じて取り扱 | | | |
| | | うべき者 | | | |
| 第三者 | | 東京都の福祉 | 沚サービス第三者評 | (上限) 600,00 | 00円 |
| 評価 | Б 受 | 価の受審の7 | ために事業所が評価 | (事業所当たり | 年額) |
| 審紹 | E 費 | 機関に対して | て支払った額を加算 | | |
| 加第 | Ĩ | する。 | | | |
| 施設 | 没 賃 | 1 事業所の | の設置から6月経過 | (上限) 350,00 | 00円 |
| 借彩 | ∤ (区 | 後の各月し | こおいて、つぎのい | (事業所当たり | 月額および更新料) |
| 加第 | 重) | ずれかに読 | 亥当する場合に、当 | | |
| | | 該月分の作 | 昔上げに要する経費 | | |
| | | を加算する | 5. | | |
| (1 | | (1) 1月 | (1) 1月当たりの通所者数が | | |
| | 定員の5割以上であること | | | | |
| | が確認できた場合 | | | | |
| | | (2) 区長力 | が特に必要があると | | |
| | | 認める場 | 易合 | | |
| | | 2 更新料は | こついては、1月分 | | |
| | | の賃借料額 | 領を上限に、必要額 | | |

- ※1 この表の基本経費の区分については、開設年度の翌年度までは福祉サービス第三者評価を未受審であっても、Aに該当するものとし、初回の受審後はAおよびBのとおりとする。
- ※2 この表に規定する内容については、原則として、この要綱に規定するもののほかは、障害者日中活動系サービス推進事業実施要綱(令和5年2月16日 4福保障施第2930号)の例によるものとする。

別記(第6条関係)

交付の条件

1 承認事項

交付決定者は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ関係書類を添えて区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微なものは除く。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。
- 2 事情変更による決定の取消し等

区長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちに既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

3 事故報告等

交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由および状況を、書面により区長に報告しなければならない。

4 状況報告

交付決定者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなければならない。

- 5 遂行命令等
 - (1) 区長は、交付決定者が提出する報告および地方自治法(昭和22年法律第67

- 号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の 内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交 付決定者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがで きる。
- (2) 区長は、交付決定者が前号の命令に違反したときは、交付決定者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 実績報告

交付決定者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方の日から30日以内に実績報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。1の(2)の規定により中止または廃止の承認を受けた場合も同様とする。

7 是正のための措置

区長は、6の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査 および必要に応じて行う現地調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の 決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合 させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

8 決定の取消し

区長は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。なお、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後も同様とする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定に係る内容またはこれに付した条件その他法令もしく はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

9 補助金の返還

- (1) 区長は、2または8の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- (2) 区長は、実績報告に基づき交付すべき補助金の額を確定した場合において、

既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その差額の返還を命ずることができる。

10 違約加算金

8の規定により補助金の交付の決定の全部または一部が取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金を受領した日から納付までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)について、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

11 延滞金

補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について、年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

12 他の補助金等の一時停止

区長は、交付決定者が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金または延滞金の全部もしくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務または事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助等と未納付額を相殺することができる。

13 関係書類の作成

交付決定者は、補助金と補助事業に係る予算および決算との関係を明らかに した書類を作成し、これを補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

14 財産の処分の制限

(1) 補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械および器具を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (2) 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合に、区長が相当の理由があると認めるときは、その収入の全部または一部を区に納付させることができる。
- (3) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業 完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用 を図らなければならない。